

## ○岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉施設等入所者の福祉の向上を図ることを目的として、社会福祉施設等の施設整備及び設備整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人の助成に関する条例（平成12年市条例第40号）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。ただし、保育所の施設整備及び大型遊具の設備整備については、岡山市私立保育所建設費等補助金交付要綱（平成14年市告示第204号）に定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助対象施設等)

第3条 補助金の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）に定める施設の種類ごとに定められた設置者が設置する施設にかかる施設整備事業及び補助率
- (2) 「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担（補助）について」（昭和62年7月30日付け厚生省発健医第179号厚生事務次官通知）に定める補助対象施設、補助対象事業、補助基本額及び補助率
- (3) 「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日付け厚生労働省老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業
- (4) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（平成20年6月12日付け厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業
- (5) その他市長が特に必要と認める事業

(補助額)

第4条 補助額は、補助基本額に補助率を乗じて得られる額以内で市長が定める額とする。

ただし、前条第3号に掲げる施設及び事業については、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けることに同意した上で、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする(様式については、別に定める。)

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書(見込書)抄本

(状況報告)

第6条 補助事業者は、次の各号に定めるところにより、補助事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 工事着工報告書(様式第4号)

工事着工の日から7日以内

- (2) 工事進捗状況報告書(様式第5号)

各年12月末日現在の状況を翌月10日まで

(事業の繰越)

第7条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の一部を翌年度に繰越しする必要がある場合には、速やかに協議を申し出るとともに、当該補助決定年度の1月10日までに事業繰越承認申請書(様式第6号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

(工事検査申請)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに工事検査申請書(様式第7号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(指示申請)

第9条 補助事業者は、市長の指示を求める場合は、指示申請書(様式第8号)を市長に

提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする(様式については、別に定める。)

(1) 精算額算出内訳書

(2) 事業実績報告書

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第12条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分等の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に掲げる財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するため市長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて第1項に掲げる財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱に基づいて市長に提出する書類は、それぞれ正副2部とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月4日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

様式第1号(第5条関係)

補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助事業の経費所要額			円
補助金額			円
補助事業の着手年月日及び完了年月日(予定)	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
添付書類	1 申請額算出内訳書 [別紙(1)のとおり] 2 事業計画書 [別紙(2)のとおり] 3 収支予算書(見込書)抄本 4 その他		
担当課所見			

(注) 担当課所見の欄は記入しないこと。

様式第4号(第6条関係)

工 事 着 工 報 告 書

施設の種類		施設名		設置主体								
建物の構造 及び面積	構造	造	直営・請負の別									
	建築面積	m <sup>2</sup>		契約年月日								
延面積		m <sup>2</sup>										
工事費合計		円	着工年月日									
設計金額		円	完成予定年月日									
契約金額		円	施工業者									
月別工事工程表												
		年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出来高	金額											
	%											

市費補助工事につき、上記のとおり着工しましたので報告します。

年 月 日

岡山市長

様

補助事業者 住 所

氏 名

印

添付書類

- 1 現場代理人及び主任技術者等報告書(別紙1-1)
- 2 現場責任者及び主任技術者報告書(別紙1-2)
- 3 年度社会福祉整備費等下請協力業者報告書(別紙2)

様式第5号(第6条関係)

工事進捗状況報告書

施設の種類 \_\_\_\_\_ 施設名 \_\_\_\_\_

施設名	設置体	創設増築等の別	市費補助額 (A)	12月末日の出来高 (B)	3月末日までの出来高見込 (C)	繰越見込高 $100 - (C) = (D)$	繰越見込額 $(A) \times (D) = (E)$	備考
			円	%	%	%	円	

(添付書類) 出来高写真 ・外観 1葉  
・内部 2葉(主要部分各1)

市費補助工事につき、上記のとおり進捗状況を報告します。

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住所

氏名

印



様式第7号(第8条関係)

工 事 検 査 申 請 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

4 設 計 金 額

5 請 負 金 額

6 契 約 年 月 日 年 月 日

7 施 工 業 者

8 検 査 希 望 年 月 日 年 月 日

市費補助工事につき、上記のとおり検査願いたく、岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

(注) 検査希望日の少なくとも10日前までに提出のこと。

様式第8号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年度岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金  
補助事業指示申請書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定通知のあった  
補助事業が、下記の理由により となりましたので、岡山市民間社会福祉等整備  
費補助金交付要綱第9条の規定により、これに対する指示を申請します。

記

1 理由

様式第11号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住 所

氏 名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定を受けた 年度岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種別及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還額)  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第12号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

財 産 処 分 等 承 認 申 請 書

年 月 日付け岡山指令 第 号で交付決定のあった 年度  
岡山市民間社会福祉施設等整備費補助事業により取得(又は増加)財産を下記のとおり処分  
したいので、岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第13条の規定により、その  
承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称
- 2 処分の方法
- 3 処分の理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号及び様式第 3 号 削除

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号及び様式第 1 0 号 削除

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)